

第2部 中央 vs 地方

第5章

イラクの石油産業 —積み重なる負の遺産と「地域」を巡る新たな課題—

吉岡 明子

要約：

イラクにおける石油産業は、世界有数の埋蔵量を持つにもかかわらず、政治面の制約により十分な発展を見せてこなかった。2003年のイラク戦争後、石油産業の指針となる新イラク石油ガス法案の交渉が行われているが、独自の石油政策を推進するクルディスタン地域政府との間で対立が生じている。

キーワード：石油産業 イラク、クルド、石油法案

はじめに

イラクの石油産業の歴史はイラク建国の歴史と同じく1世紀弱にわたるが、その間石油産業の発展はしばしば政治的環境の犠牲となってきた。利権契約による国際石油会社の支配も、急進的ナショナリズムに後押しされた劇的な国有化も、いずれもイラクの石油産業の発展に最適な環境を醸成することはなかった。その後も数重なる戦禍により石油産業の発展は度々阻まれ、豊富な石油資源はイラクの経済向上のために十分に活用されてこなかった。イラク戦争後は、戦争や制裁の負の遺産に加えて、治安状況の悪化が石油産業の大きな障害となっている。

加えて、民主化という新たな取り組みは、イラクの石油政策を再構築する上で新たな課題を突き付けている。長年独立闘争を繰り広げてきたクルド民族は、米国の後ろ盾のもと、戦後の民主化プロセスに沿って自治の基盤拡大を実現してきた。国家内国家とも言える強い権限を有するクルディスタン地域は、イラク中央政府との衝突を辞さない構えで独自の石油政策を推進しており、イラクにおける石油産業の行方は混沌としている。

以下では、イラク石油産業のこれまでの発展及びそれぞれの局面において直面してきた問題を概観する。さらに、現在起草中の新イラク石油ガス法案を手がかりとして今後の石油産業の枠組みを示すと同時に、その法案起草において最大の懸案となっているクルディスタン地域政府の問題を詳述したい。

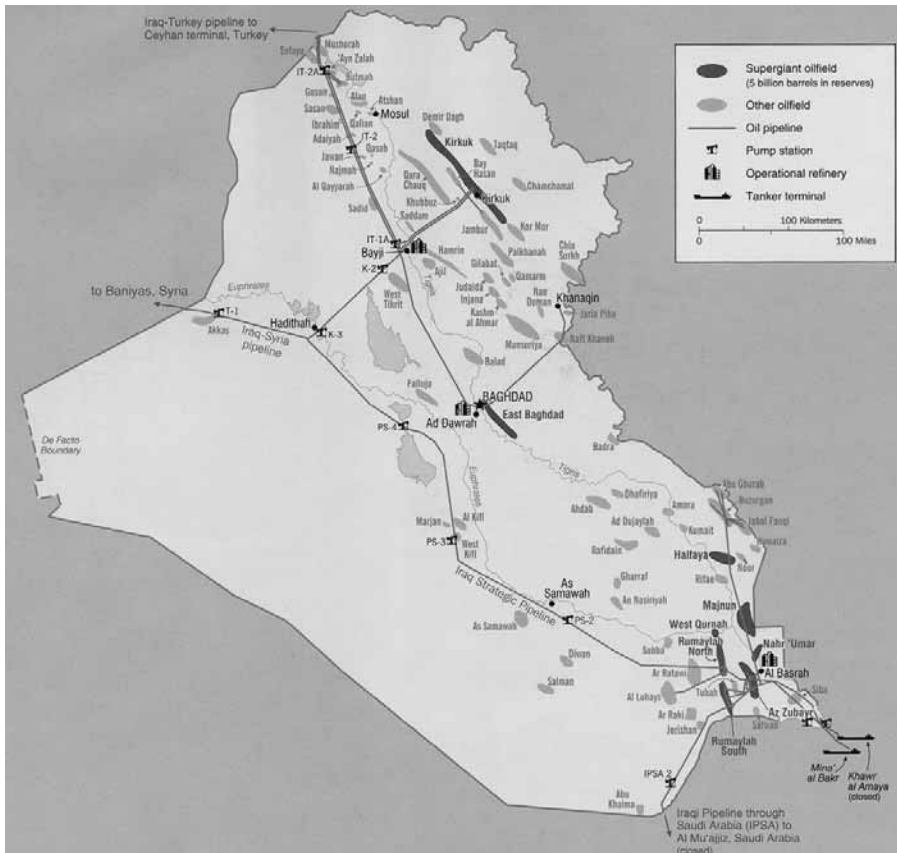
1. イラクの石油産業の基礎情報

(1)豊富な埋蔵量

イラクの石油資源の特徴は、なんとといってもその豊富な埋蔵量にある。オイル・アンド・ガス・ジャーナル誌によると、2007年末時点でのイラクの原油確認埋蔵量は1150億バーレルで、サウジアラビア（2643億バーレル、中立地帯含まず）、イラン（1384億バーレル）に次ぐ世界第3位となっている。しかし、イラクでは戦争などの影響で国土全体の探鉱が進んでおらず、将来的な埋蔵量拡大のポテンシャルが非常に大きい。広大な西部砂漠の探鉱が進めば1000億バーレル以上の確認埋蔵量が追加されるのではないかと予測されているため、実質的な埋蔵量はサウジアラビアに次ぐ世界第2位と言って差し支えないであろう。現在、その所在が明らかになっている超巨大油田（埋蔵量50億バーレル以上）はバスラ（al-baĒra）県周辺（ルメイラ（al-rumayla）油田、マジュヌーン（majunĒn）油田など）、バグダード近郊（東バグダード油田）、キルクーク（kirkĒk）県周辺（キルクーク油田）などに集中している。その地域的偏在ゆえに、とりわけ民族・宗派間の分極化傾向が顕著なイラク戦争後においては、国内での石油収入の配分のあり方が政治

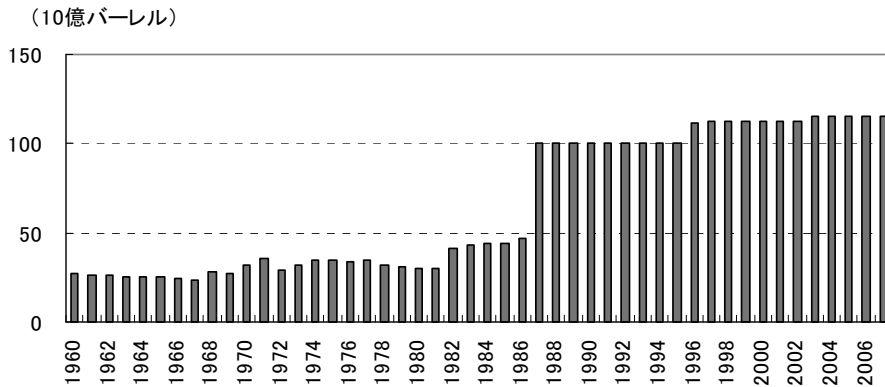
の問題の一つとなっている。

図1 主要油田・パイプライン地図



(出所) Energy Information Administration, Department of Energy,
The United States. *Iraq Oil Map*,
(http://www.eia.doe.gov/emeu/security/esar/esar_bigpic.htm ,
2008年2月24日アクセス)

図2 原油確認埋蔵量の推移（1960～2007年）



(出所) *Oil and Gas Journal* 各号から筆者作成。

(2)現在の石油産業が抱える問題

イラク戦争後、石油産業の復興は経済復興計画において最重要分野と位置付けられているが、下記のような理由により、生産量の拡張計画は順調に進んでいない。2007年の平均生産量は209万b/dであったが、この数字は国連経済制裁下であった2000年（257万b/d）を下回っている。

- ① イラン・イラク戦争・湾岸戦争・イラク戦争による物理的被害、イラク戦争直後の大規模な略奪
- ② 国連経済制裁期の適正な技術・資金・メンテナンスの不足

1990年から2003年まで続いた経済制裁の結果、イラクは国外の技術へのアクセスが不可能になった他、日々の生産を維持するためのスペア・パーツなどの入手も困難になった。1996年12月から始まった制裁緩和措置「石油と食糧の交換計画」によって人道支援物資を中心に国内に物資が供給されるようにはなったが、工業用品は軍事転用の可能性があることからしばしば輸入手続きに非常に時間がかかる傾向があった。通常のメンテナンス不足に加えて、当時のサッダーム・フセイン政権が石油を政治的道具として使用するため、生産量を一時的に急増・急減させることも多く、そうした無理な操業

が油田を疲弊させる結果を招いた。

③ 電力不足による停電

停電の発生は原油生産に多大な影響を与えるが、同時に生産・精製活動の停滞によって発電用燃料の不足が発生し、それが停電の要因になるという悪循環にも陥っている。

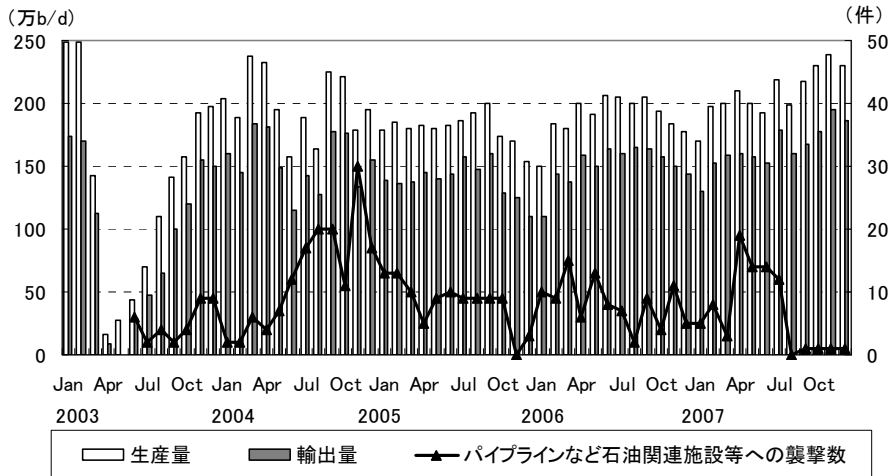
④ 密輸

経済制裁期には、正規ルートによるイラクの原油輸出の収入はすべて国連によって管理されていたため、フセイン政権はイラン、シリアなど近隣国の協力を得て石油の密輸ルートを構築していた模様であるが、制裁が解除された現在では、南部でシーア派民兵などがそれぞれに密輸に関与し、各々の資金源となっている模様である。

⑤ 武装勢力による石油設備、石油産業関係者を狙ったテロ

治安状況の悪化は、石油産業復興における最大の課題である。石油設備を狙ったテロ事件は 2003 年秋頃から発生し始めたが、とりわけトルコ向けパイプラインの爆破事件が頻発している。加えて、イラクにおける治安状況が反部武装闘争を核としたものからイスラーム教シーア派・スンナ派間の内戦に近い形へと移行していった 2005 年半ば頃を境に、石油設備を警護する警備員や石油産業に携わる職員への攻撃が目立って増加し始めた。これまでに、石油省や国営石油会社の高官、テクノクラート、技術者らが 100 名以上、石油設備の警備員は 150 名以上が殺害されていると報じられている。

図3 2003年以降の月別原油生産・輸油量



(出所) *Oil Market Report* 各号、*Iraq Pipeline Watch* などから筆者作成。

(3)輸出設備の現状と主要輸出市場

イラクでは原油の輸出港として活用できる海岸線が極端に狭いため、輸出に際しては港湾利用と共に、隣国を経由するパイプラインが主要な輸出経路となっている。そのため、隣国との友好関係や政治状況が原油輸出に与える影響は大きい。

現在の主要輸出港は、南部のバスラ・オイル・ターミナル (Basra Oil Terminal) で、輸出能力は160万 b/dとみられている。ただし冬季には天候の影響で輸出量がやや減少する傾向がある。なお、同じく南部にはアマヤ港 (ĕawr al-żammŌya) もあるが、イラン・イラク戦争や湾岸戦争によって被害を受けており、輸出能力は限定的である。

もう一つの主要輸出経路はトルコ向けパイプラインであるが、上述のように2004年頃からパイプラインへのサボタージュが頻発している。そのため、戦前はバスラ原油 (API33~34度、南部輸出) とキルクーク原油 (API36度、北部輸出) の輸出比率は6対4程度であったが、戦後はキルクーク原油の送油は断続的となり、輸出がゼロの月も多い。ただし、2007年秋頃からは

イラク国内の治安状況の改善を受けてやや回復傾向にある。

この他、サウジアラビア向け、シリア向けパイプラインが存在する他、ヨルダン向け、イラン向けのパイプラインの建設も計画されている。サウジアラビア向けパイプラインは、イラン・イラク戦争時にシリア向けパイプラインの代替として使用されたが、湾岸戦争後にサウジアラビアが天然ガス用パイプラインに転用したことから、再開は困難となっている。

シリア向けパイプラインは、イラン・イラク戦争中の 1982 年に、イランに味方したシリアがイラクとのパイプラインを停止させた。その後、シリアでバッシュール・アサド (Baššūr al-Asad) 大統領が就任した 2000 年以降関係改善が進み、同パイプラインは国連経済制裁下で密輸経路として使用されていたが、2003 年のイラク戦争の際に米軍が爆撃しており、現在のキャパシティは限定的である。

ヨルダンとの関係は、旧フセイン政権が優遇価格で原油を輸出していたことを受け、2006 年にタンクローリーによる原油輸出再開が合意された。その際、ヨルダンのザルカ製油所を経由してアカバまで至る輸出用パイプラインを敷設する計画もあわせて合意されている。

この他、イラク戦争後急速に関係が改善したイランとの間でも、イラクのバスラとイランのアバダンとの間にパイプラインを敷設し、イランに原油を輸出する一方で石油製品を輸入する案も話し合われている。

イラク原油の輸出先は、米国が最大輸出市場となっている模様である。イラク中央銀行の 2006 年版年報によると、同年のイラクの全品目の地域別輸出相手国は、南北アメリカ 55.8%、EU22.3%、アジア 16.7%、その他 5.2% となっている。同年報によると、イラクの輸出収入に占める原油輸出の割合は 97.3%であるため、上記の内訳は原油輸出相手国のそれとほぼ同一とみて良いだろう。

なお、イラク戦争後の国内消費量は 35 万～50 万 b/d 程度である。製油所の能力不足によりガソリンや燃料油などが不足しており、石油製品の実需は国内消費量を上回っているため、製油所の補修、新規建設などが進めば消費

量も増加すると見られる。現在はトルコやクウェートなど近隣国から石油製品を輸入している。

表1 供給キャパシティの現状

(単位:100万b/d)

	現在	中期ポテンシャル
輸出		
バスラ港	180	200
トルコ向け	10以下	50
シリア向け	1	30
ヨルダン向け	-	10
イラン向け	-	20
国内消費	50	80
合計	240	390

(出所) *Oil Market Report* (2007.09.12), p.20.

2. イラクの石油産業の法的枠組み

イラクの石油産業の法的枠組みは、今まさに変革の時を迎えている。イラク戦争後、石油産業の復興のために新たな法的基盤の必要性が指摘されていたが、2006年5月の正式政権発足後ようやく議論が本格化し始め、新イラク石油ガス法案 (mashurÆž qŪnÆn al-nafØ wa al-ŸŪz al-žirŪqŎ al-jadŎd, 以下、新石油法案) が2007年2月に閣議承認された。しかし、外資の参入形態や中央政府と地域政府の権限の規定等、政党各派の間で合意に至ることができなかった項目を先送りしたこともあり、その後の議論が紛糾して未だ国会を通過しておらず、法案成立の目処は立っていない。以下では、石油産業の今後の指針として特に外資の参加形態の点について、閣議承認された新石油法案を引用することとする。

(1)外資参入に対する過去の経緯

1970年代に石油産業が国有化されて以降、イラクの石油産業はイラク国营石油会社（Iraq National Oil Company, sharika al-nafṭ al-waṭanīya al-žirūqīya : INOC）が担うことになった。長らく外国資本はイラクの石油産業から閉め出されていたが、そうした姿勢が変化したのは1990年代のことである。イラク政府は複数の国際石油会社と生産分与契約の交渉を開始し、数件の契約締結にも至った。ただし、国連の経済制裁下におかれていたため、実際に開発に着手された案件はない。イラク政府が方針転換した理由は、石油利権を外資にちらつかせることで、利権を得た国が開発計画のために経済制裁の早期解除に向けて働きかけを行うことを期待したためである。とりわけ安保理常任理事国であった中国、フランス、ロシアとは活発な交渉を行い、それぞれと開発契約を締結した。

その後、イラク戦争によってフセイン政権は失脚し、当時の契約の有効性は依然としてグレーゾーンである。新政府の対応は必ずしも明らかではないが、契約が締結された1990年代後半と比較して原油価格が高騰していること、新石油法案との整合性も必要となることなどから、今後契約内容の見直しが行われるものと見られる。

(2)新石油法案における外資参入形態

新石油法案においては、油田開発モデルとしてサービス契約、開発生産契約、探鉱リスク契約が挙げられているが（第9条b項5号）、それぞれの詳細な内容は不明である。政府は石油産業の早期復興を目指して外資の誘致に熱心であり、当初は生産分与契約も開発モデルの候補として挙がっていた。しかし、かつてのコンセッション契約の影響で、一般市民や国会議員の間では石油産業に外資が参入することに依然として根強い警戒感が存在しており、生産分与契約の文言は削除されることになった¹。草案では、石油会社に与え

¹ 一説では探鉱リスク契約が事実上の生産分与契約に相当するとの見方もある。

られる開発・生産のための期間は油田開発計画の承認から最長 20 年間で、5 年間の延長可（第 13 条 f 項）、探鉱段階も含めた場合は最長 35 年²（第 13 条）とされている。これに対しても国会からは、長すぎるとの声も挙がっている。

外資を含め、石油産業で活動を行う権利を持つ企業にはロイヤルティ、財産税（property contribution and property transfer tax）、市町村税、所得税、関税が課せられると定められており（第 33 条 a 項）、ロイヤルティは総生産の 12.5%と定められている（第 34 条）。また、イラク国家と外国投資家との間で紛争が生じた場合の調停についても規定されている（第 39 条 d 項）。

なお、外資の参入にあたって現在もっとも大きな問題となっているのが、契約主体を巡る問題である。かつてはイラク側の契約主体として石油省が一元的に窓口になっていたが、後述するようにクルディスタン地域も域内の開発契約について独自に外資と交渉を行うことを希望しており、すでに契約を締結している。最終的にどのような手続きを経て契約の有効性が担保されるのかという問題は、新石油法案をまとめるにあたって、また、イラクの石油産業の法的問題をクリアにするにあたって、重要なポイントになると見られる。

3. イラクの石油産業の発展

イラクにおける石油開発は、イラク建国前の 1914 年、オスマン帝国がバグダード地域とモースル（al-mawÊil）地域の石油利権を、トルコ石油会社（Turkish Petroleum Company : TPC）に与えたことからスタートした。TPC は、1911 年にトルコ国立銀行、アングロ・サクソン会社（ロイヤル・ダッチ・シェル系列）、ドイツ銀行の三者によって創設されたが、その後第一次世界大戦を挟んで、戦勝国イギリス、フランス、米国による激しい資源獲

² ガス開発の場合は最長 39 年。

得競争の結果、TPC の権益比率は下記のように決まった。

- ダーシー開発会社（アングロ・ペルシア系列、現 BP） 23.75%
- CFP（現トタル） 23.75%
- アングロ・サクソン会社（ロイヤル・ダッチ・シェル系列） 23.75%
- ニューヨーク・スタンダード石油（現エクソン・モービル） 11.875%
- ニュージャージー・スタンダード石油（現エクソン・モービル） 11.875%
- イラク人のグルベンキャン³5%

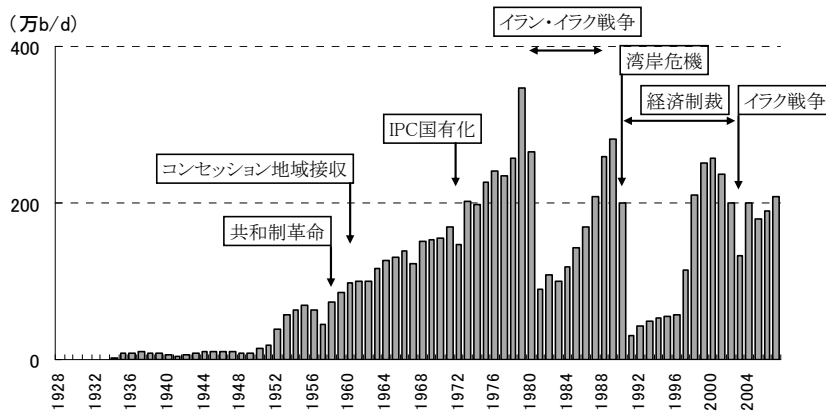
その後、同社はイラク石油会社（Iraq Petroleum Company : IPC）と改名され、ほぼイラク全土のコンセッションを獲得することに成功した。IPC 内部において、BP などが自社の権益が大きいイラン、サウジ、クウェートなどの開発を優先してイラクの開発に消極的であったという事情から、イラクの石油生産は低レベルに留まり、生産量は 1949 年まで 10 万 b/d 以下に留まっていた。その後、イランにおけるモサッデク（Mohammad Mosaddeq）政権の石油産業国有化による生産量急減を受けて、IPC はイラクでの生産拡大に乗り出し、ルメイラ（al-rumayla）油田が発見され、埋蔵量及び生産量が増加し始めた。

その後、1958 年にイラクで共和制革命が勃発したことによって、イラク政府と IPC との関係は対立局面に入る。急進派ナショナリストの声に押されて、イラク政府は 1961 年、法律第 80 号によってコンセッション地域の 99.5%、すなわち生産を行っていない全地域を接収するとの決定を行った。しかし、当時のイラク側には、取り戻した土地の探鉱・開発を行い得るだけの能力はなく、一方 IPC の側も、非常に限られた鉱区の中で開発を進めるインセンティブを失った。イラクへの参入の機会をうかがっていた独立系石油会社の多くは、イラク政府と IPC との争いに巻き込まれることを恐れ、イラク市場への参入に二の足を踏んだ。そうした事情から、原油生産量は年々増加していたものの、そのペースは緩やかなものに留まらざるを得なかった。

³ 富裕なアルメニア人銀行家の息子で、トルコ国立銀行の主要株主の一人。

イラク国内における資源ナショナリズムの高まりを背景に、IPC との交渉は妥協に向かうことなく決裂し、イラク政府は1972年に国有化を断行する。子会社も含め、1975年までには石油産業の完全国有化が実現した。しかし、IPCの国有化に伴い外国人技術者たちは国外へと追い出されることとなったため、十分な技術をもたない INOC（イラク国営石油会社）による生産拡大ペースは、イラク政府の期待を下回るものであった。それでも、1934年に生産が開始されていた北部のキルクーク油田と、1972年に INOC が開発した南部のルメイラ油田を中心として、1970年代の生産量は右肩上がりに増加した。この時期、港湾やパイプラインなど、輸出インフラの整備も行われ、イラク石油省は当時、さらなる開発によって生産量を 400 万 b/d、500 万 b/d へと拡大させていくことを計画していた。

図4 原油生産量の推移



(出所) 1982年まで *Annual Statistical Bulletin* 各号, OPEC、1983年以降 *Oil Market Report* 各号から筆者作成。

表2 石油産業の発展史

1911	TPC 設立
1921	イラク建国
1925	TPC が新規コンセッションを獲得 (75 年間、約 44 万 km ²)
1927	キルクーク油田 (最初の大油田) 発見
1929	イラク石油会社 (IPC) と改名
1953	ルメイラ油田 (2 つ目の大油田) 発見
1958	共和制革命
1961	法律第 80 号によってコンセッション地域の 99.5% を接收
1964	イラク国営石油会社 (INOC) 設立
1967	IPC から接收した地域の試掘・開発の排他的権利を INOC に帰属
1968	バアス党政権発足
1972	IPC の全資産を法律第 69 号により国有化 (1975 年までに子会社の資産を含め全国有化)
1980	イラン・イラク戦争開始 (1988 年停戦)
1990	クウェート侵攻 (湾岸危機) 国連決議 661 号により経済制裁開始 (原油輸出禁止)
1996	「石油と食糧の交換計画」により原油輸出再開
2003	イラク戦争。国連決議 1783 号により経済制裁解除

しかし、1980 年に、前年に大統領に就任したサッダーム・フセインが対イラン戦争を始めたことにより、イラクの石油産業は 1979 年 (年平均生産量 348 万 b/d) をピークに長い低迷の時代に入ることになる。対イラン戦争開始後、南部の原油積出港がイラン側の攻撃にさらされ、シリア政府がパイプラインを停止したこともあり、イラクの原油生産及び輸出は大きな打撃を受けた。その後、1988 年に停戦が実現した事を受けて、1990 年 7 月には生産量は 350 万 b/d に達した。しかし、翌 8 月のクウェート侵攻 (湾岸危機) に

起因する国連経済制裁によって、イラクの原油輸出は全面的に停止された。1996年の制裁緩和措置「石油と食糧の交換計画」によって生産量は徐々に回復したものの、この時期の無理な操業による油田の疲弊は現在にも影響している。

2003年のイラク戦争によりフセイン政権は崩壊し、国連経済制裁も解除された。しかし、戦後は上述したように治安状況の悪化などにより原油生産は伸び悩んでいる上、石油法案の交渉は難航し新たな石油政策の方向性は定まっていない。

4. イラクの石油産業の担い手

イラクの石油産業は、国有化後は全て国営企業及び石油省によって担われている。1964年に設立された INOC は何度も組織改編が行われ、現在は石油省に吸収されて同省が事業ごとの個々の会社を直轄管理する形となっている。経済制裁下におかれた 1990年代は国際石油会社との開発契約が締結されたものの、実現には至らなかった。イラク戦争後、石油産業を外資に解放するかどうかは大きな議論的となっているが、一方でクルディスタン地域ではすでに外国企業が参入している他、地域政府の公営石油会社を立ち上げるなど、独自の動きが強まっている。

(1)INOC（イラク国営石油会社）の変遷

INOC は 1964年の法律第 11号によって設立され、その後、1967年の法律第 97号により IPC から接収した地域の独占的開発権を付与された。同法により、必要な場合には外国石油会社と共同事業を行うことは可能とされたが、従来型の利権付与は禁止されている。同年の法律第 123号（INOC 設立改正法）によって、その役員会の構成等を含め INOC の企業組織体系がより明確に定められた。

INOC は主に上流部門を担当するテクノクラート中心の企業体であり、法

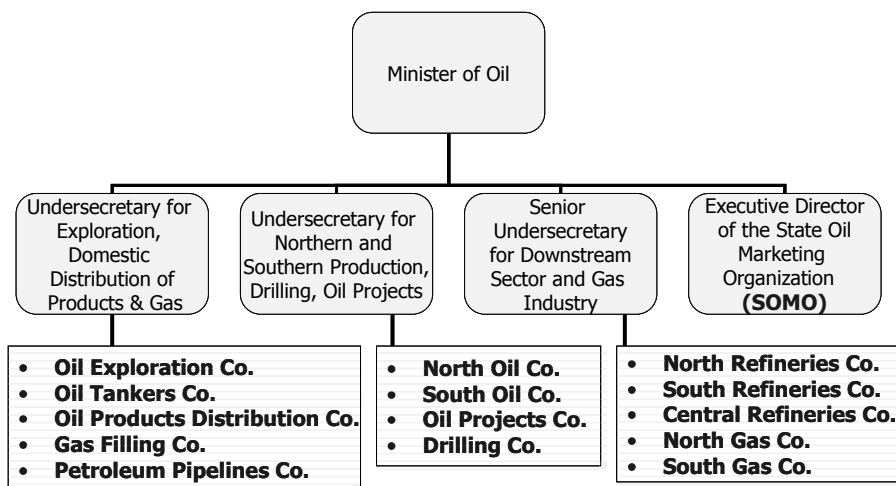
律第 11 号、第 97 号では財政面及び運営面での独立性が強調されている。資本金 2500 万イラク・ディナールは全額政府出資で、閣議承認を経た独自財政のもとで運営された。独立して職員を雇用して教育を行い、年間利益の 50%（後に 75%）を国家に納めることとされた。原則として国家の石油政策に従うこととされたが、石油相と INOC との間に方針の差異が生じた場合には、閣議で決定がなされると定められている。

しかし、こうした INOC の企業としての独立性は、1987 年の組織改編の際に大きく損なわれることになる。INOC は石油省に吸収される形で解体され、石油産業の長期計画の策定などの業務は全て石油省に移行されて、石油省の下で複数の企業体が石油産業の各部門の活動を担っていく形となった。さらに、その後 1998 年にも一部組織改編が行われ、現在は地域と業務内容を柱として 15 社の国営石油企業（うち上流企業 4 社）が石油省の下に連なっている。原油輸出収入はイラク石油販売公社（State Oil Marketing Organization : SOMO）から直接中央銀行に納められており、生産活動を担う南部石油会社（South Oil Company, sharika nafØ al-janÆb : SOC）や北部石油会社（North Oil Company, sharika nafØ al-[amÛl: NOC）を除いて、その財政基盤を石油省予算に依存することになったと見られる。

1987 年に石油相に就任したイサーム・チャラビ（ziËÛm al-JalabØ）は当時、こうした組織改編の理由として、コスト削減、組織の簡素化などを挙げていた。イラク政府が INOC の解体を決めた 1987 年は、イラン・イラク戦争末期にあたり、イラクが政治的・経済的に非常に苦しい状況に追い込まれていた時期である。当時、イラク政府は「官僚主義の打破」「輸入代替の促進」「工業生産量増大」といったスローガンの下、社会主義経済の脱却を目指した民営化を行うなど、様々な経済改革を打ち出しており、INOC の解体も経済部門全体のリストラクチャリングの一環として行われた模様である。しかしまた同時に、石油部門という最も重要な産業を政府直轄下においておく意図があったことも間違いなからう。政策決定と商業活動、そしてその監督が石油省において一体化している現在の状況は、汚職の温床となっていること

も指摘されている。

図 5 国営石油会社組織図



(出所) *Arab Oil and Gas Directory*. 2003, p162.

(2)イラク国営石油会社の再編成議論

独立した INOC の再編は石油省内のテクノクラートの悲願であり、イラク戦争後、再編案が度々取りざたされてきたが、2007年2月に閣議承認された新石油法案において再編後の姿が具体的に記されている。今後、議会承認を経て成立するまでに新たな変更が加えられる可能性もあるが、現在の法案が定めている INOC の概要は以下の通りである。

再編される INOC は政府 100%保有の持株会社として設立されるが、財政・運営面では独立した企業となる (第 6 条 a 項)。財政的には、生産した石油を石油販売会社に販売してコストを回収して利益を得ることになっており (第 5 条 e 項 1 号)、探鉱、開発、生産、輸送、貯蔵、マーケティング、販売まで一貫して担う (同 e 項 2 号)。イラクの国営石油会社はこれまで海外展開の経験はないが、INOC は閣議承認を得れば、国外での探鉱・生産契約に参加することも可能となる (第 5 条 e 項 3 号)。また、INOC は、油田

の場所や埋蔵量の規模、生産能力などに応じて、新規設立あるいは株式取得によって子会社を保有することが可能となっている（同 e 項 4、5 号）。なお、INOC の取締役会は、中央政府、地域政府、生産県からの代表者で構成されることになっており（第 6 条 b 項 6 号）、地域政府や生産県も INOC の運営に参画する事ができる点が、旧来の INOC との大きな違いと言えよう。

(3)クルディスタン国営石油会社との関係

INOC の再編にあたって問題となると考えられるのが、後述するクルドの

表 3 クルディスタン地域の公営石油会社

<p>Kurdistan Exploration and Production Company (KEPCO)</p> <p>新規油田の開発を行う。国内外企業との JV も可。クルド議会の絶対多数の賛成を得ればイラク市民への株式開放も可。（第 10 条）</p>
<p>Kurdistan National Oil Company (KNOC)</p> <p>既存油田を所轄する。国内外企業との JV 及び新規油田の開発参入も可。（第 11 条）</p>
<p>Kurdistan Oil Marketing Organisation (KOMO)</p> <p>原油販売を担当する。合意により生産分与契約のコントラクター分の原油販売も行う（第 12 条）</p>
<p>Kurdistan Organisation for Downstream Operations (KODO)</p> <p>石油産業のインフラ管理を行う。地域議会の同意により第三者へのインフラ管理のライセンス発行も可。（第 13 条）</p>
<p>Kurdistan Oil Trust Organisation (KOTO)</p> <p>地域住民のために石油収入を受け取る。その収入は地域の財源となり、議会が監督する。（第 15 条）</p>

(出所) *Oil and Gas Law of the Kurdistan Region – Iraq.*

http://web.krg.org/uploads/documents/Kurdistan%20Oil%20and%20Gas%20Law%20English_2007_09_06_h14m0s42.pdf

(2008 年 2 月 24 日アクセス)

石油政策である。クルディスタン地域では、2007年8月に成立させた地域法で、下記の通り独自の石油会社を立ち上げている。現在起草中の中央政府の新石油法案では、INOCが子会社を保有することが可能とされているが、中央政府と対立しながら独自に開発を進めてきたクルディスタン地域政府（Kurdistan Regional Government : KRG）が、その石油会社をINOCの傘下におくとは考えにくい。

最も可能性が高いケースは、クルディスタン地域以外の石油産業をINOCが主導し、クルディスタン地域内部では独自の石油会社が主導するという形であろう。その場合、両者の調整がいかに関われるかが、国家として一体的な石油産業を築く上で重要になると見られる。

5. クルディスタン地域における独自の石油政策

戦後のイラクにおける石油産業政策において、特筆すべきはクルディスタン地域の分権的傾向である。強い権限を保持するクルディスタン地域政府（KRG）と中央政府との間でとりわけ石油政策を巡って見解の相違が表面化しており、協調関係よりも競合関係が目立ち始めている。以下では、クルディスタン地域の歴史的な背景と法的な立場を概観し、KRGと中央政府との間に生じている具体的な問題を取り上げ、その背景を分析する。

(1)クルディスタン地域の概況のその法的権限

イラクでは湾岸戦争後、米英がイラク南北に飛行禁止区域を設けたことでイラク北部は事実上フセイン政権の支配が及ばない地域となり、クルド民族は念願の自治を手に入れた。1992年にはクルディスタン自治議会選挙が実施されたが、クルディスタン民主党（Kurdistan Democratic Party : KDP）とクルディスタン愛国同盟（Patriotic Union of Kurdistan : PUK）の二大政党の権力闘争の結果、1996年から1998年にかけて、イラク、トルコ、イランなど周辺国政府も巻き込んで内部抗争を経験することになる。停戦後は、

アルビル(arbŪl)を首都とするKDP政府と、スレイマニア(al-sulaymŪnŪya)を首都とするPUK政府が併存することになり、それぞれが独自の政府、議会、司法機関、軍、警察などを保持し、「事実上の独立国家」として機能していた。なお、フセイン政権の崩壊によってイラクでは権力の真空が発生し治安状況が悪化した。独立した治安機関を保持していたクルディスタン自治区内では、イラク国家の権力機構の崩壊が直接的な影響を与えなかったため、現在まで比較的治安が維持されているという特徴がある。イラク戦争後、KDP政府とPUK政府の統一プロセスが実施され、2006年5月には統一クルディスタン地域政府(KRG)が発足した。

イラク戦争後の政治プロセスにおいて、クルド勢力は人口の面ではマイノリティでありながら、二大政党の結束とクルド民族の支持によって一大政治勢力としての地位を確立している。マイノリティであるがゆえに、常に最大会派のシーア派宗教政党連合との協力関係は必須となっているが、キャスティングボードを握っているという強みから、時にシーア派政党の首相候補選出に異議を唱え、時にスンナ派政党との橋渡しの役割を果たそうとするなど、その存在感は大きい。憲法起草交渉において、クルディスタン自治区は「クルディスタン地域」(Kurdistan Region, iqlŪm kurdistŪn)としての法的な立場を獲得したが⁴、その際、戦前から手にしていた広範な権利を普遍的な「地域」の権利として認めさせることに成功した。

具体的には、連邦の独占的権限とされている事項を除き、地域は立法、行政、司法の権限を行使する権利をもつと規定された(第121条1項)。さらに、連邦機関の独占的権限とされていない事項については、連邦法と地域法との間に矛盾が生じた場合、地域において連邦法の適用を変更する権利を持つと定められ(第121条2項)、連邦政府と地域政府との共同の権限において紛争が生じた場合は、地域政府の法が優先される(第115条)とまで規定

⁴ 現在イラクに存在する「地域」はクルディスタン地域だけだが、憲法では首都バグダードを除く各県にも同様に地域を構成する権利が保障されており、そのための関連法も2008年4月に発効する予定。

されている。こうした地域の広範な権限を定めた条項は、クルド勢力にとっては交渉における成果であり、権利を維持するための「錦の御旗」となっている。しかし、とりわけ石油開発問題に代表されるように、他政党との十分な協議のないまま、時に強引に既得権益化することによって支配権を確立しようとするクルドの動きは、アラブ、トルコマンなど他民族との間に軋轢も生んでいる。

(2)新石油法案の交渉と国際石油会社との契約問題

クルドは2004年6月にノルウェー企業と油田開発契約を締結したのを皮切りに、イラク国家全体の法的基盤整備を待たずして、トルコ、カナダ、米国など中小規模の石油会社と独自に開発契約を締結し始めた。その後、2005年に憲法が制定された際、「1992年以降にクルディスタン地域で制定された法は、継続して有効である。判例および契約を含め、クルディスタン地域政府によって実施された決定は、クルディスタン地域の法によって関係機関により破棄・修正されない限り、また憲法に反しない限り、有効である」（第137条、傍点筆者）との文言を含めることに成功し、戦後の油田開発契約を合法化させた。その後、中央政界に本格政権が発足した2006年に新石油法案の交渉が本格的に始まってからは、新規契約を控え、連邦政府の新石油法案とクルディスタン地域の新石油法（以下、クルド石油法）の法案との内容のすり合わせを行っていた。

新石油法案において交渉が難航している問題の1つは、油田開発契約を結ぶ際のイラク側の契約主体を巡る問題である。法案では、国内外の企業と初期段階の探鉱・生産契約を結ぶ権利は石油省、INOCおよび地域機関のそれぞれが有する（第10条a項）として、KRGによる契約も認めている。しかし、石油省の上部組織として、イラク全体の石油政策、探鉱・開発計画、主要パイプライン計画の策定などを担う連邦石油ガス評議会を設立し、いずれの契約にも必ず「本契約は連邦石油ガス評議会が拒否しない限りにおいて有効である」との文言を含む必要があることを明記している（第10条b項）。

初期合意の締結後、契約は 30 日以内に連邦石油ガス評議会に提出される必要があり（第 10 条同 c 項）、同評議会は探鉱・生産契約について精査し、変更する権利を持つ（第 5 条 c 項 3 号、傍点筆者）と定められている。一方で KRG のアシュティ・ハウラミ（Ashti Hawrami）天然資源相は、「KRG と国際石油会社の間で締結された新契約に対して、中央政府は拒否権を持たない」（Dow Jones, 2007.03.05）と発言するなど、とりわけクルディスタン地域内部における油田開発契約を中央政府が最終的に認可する権利を持ち得るのかどうかを巡って、決着がついていない状況である。

この他、油田の管理権についても交渉が難航している。原則として現在生産中の油田については、今後も INOC がそのオペレーション及びマネジメントを行い、未開発油田については、地域内部の油田については地域政府が、その他の地域については INOC が担当することで調整が進んでいるが（第 6 条 b 項及び法案附則）、それぞれの油田の定義や具体的な油田の選別を巡って合意ができていない。新石油法案とパッケージで議論されている石油収入配分法案においては、何れの油田からの生産であっても、その収入は全て中央銀行に入金され、その後中央政府、地域政府、各県などに配分されることになっている。すなわち、マネジメントを行うことでその油田から得られる収入を手にするという図式にはなっていない。しかし、すでに KRG と中央政府の双方に相互不信が存在していることもあり、油田の管理権は双方にとってセンシティブな問題となっている。

2007 年 2 月の閣議承認後、新石油法案の交渉が暗礁に乗り上げたことを受けて、KRG は 2007 年 8 月に、クルド石油法を地域議会で成立させた。その内容は、基本的には憲法に則った内容（中央政府との間の生産調整、連邦石油ガス評議会との連携、石油収入の中央政府への上納等）となっており、クルドは法的な問題は生じないと立場をとっている。しかし、その一方でクルド石油法は、憲法を最大限有利な方向に解釈して成り立っていることも事実である。例えば、中央政府の法律、合意、契約などは KRG の許可がなければクルディスタン地域内部では適用されないとしており、また、現在中

中央政府において決着がついていない外資の参加形態も、すでに KRG が適用している生産分与契約で問題ないとの立場をとっている。前述のように、開発、生産、販売、インフラ整備等を行う独自の石油会社の存在も明記している。

KRG はこのクルド石油法の制定を受けて、外資との開発契約を再開・加速させた。2007年9月に米国のハント・オイル (Hunt Oil) と開発契約を締結し、さらに10月に4件、11月には12件の契約締結を発表し、中央政府を激怒させている。シャハリスターニ (îusayn ShahristÛnÏ) 石油相は、「KRG と契約した企業は、イラクの他地域の契約から閉め出される」(AFP, 2007.11.15) と警告を行っていたが、実際に2007年末で韓国のエスケー・エナジー (SK Energy)、オーストリアの OMV への原油供給を打ち切った他、KRG と中央政府との双方と契約を結んでいる企業に対して、KRG との契約を破棄しなければ中央政府との契約は無効との通達を行い、石油会社への牽制を強めている。一方、クルド側としては、「KRG の契約により生産された原油のうち85%がイラクのものとなるため、全てのイラク人がその恩恵を受けることができる」(バルザーニ (Nechervan Barzani) KRG 首相, AFP, 2007.11.26) として、契約の有用性を強調し、反論している。

なお、こうしたクルド勢力の強気の背景として、イラク戦争前から戦後にかけて、常に米国と緊密な関係を維持してきたことが指摘される。油田開発問題などにおいて、米国政府はイラク国内各派に協調を求めるもののクルドの実力行使に対しては強い非難を避けており、そうした米国との「特別な関係」がクルドの強みとなっている。

(3)クルド問題の背景

クルドが中央政府との軋轢を生んでまで石油開発を急ぐ背景には、歴史的に経済開発に遅れをとってきたという事情がある。クルド地域はもともと農業地帯であり、1980年代までは農産物に関しては自給自足が可能であった。しかし、1987-1988年にフセイン政権がクルド人に対して行った大規模な軍

事作戦「アンファール作戦」で住民の4人に1人が殺害もしくは避難を余儀なくされ、農業部門は壊滅的な打撃をうけた。また、1990年代後半に国連の「石油と食糧の交換計画」が始まったが、これによりイラク国外から輸入された食糧が市民に配給されるようになったため、農業従事者のインセンティブが失われる結果をもたらした。さらに、国連の経済制裁及び旧政権の対クルド禁輸措置により、イランやトルコとの国境貿易に伴う関税収入が激減したこと、旧政権がクルディスタン地域の政府職員への給与支払いを止めたことなどにより、1990年代以降クルド地域の経済的困窮は増した。

そのため、イラク戦争後は経済復興に対する期待が大きく、また、他地域と異なり治安の安定が保たれていることから、外国企業の誘致も進んでいる。旧政権時代に開発から取り残されてきたため、建設部門を始めほとんどの分野で技術の蓄積が存在しないという問題を抱えており、クルディスタン地域の経済復興に外資の力は必要不可欠となっている。石油産業における外資の誘致についても積極的であり、イラクの他地域に見られるような「外資アレルギー」はほとんど見られない。また、イラク中央政府においては、戦後に旧バアス党員が政権から一掃されことや頭脳流出の影響もあって、行政が適切に機能しておらず、開発計画は大幅な遅れを生じており、開発予算の消化が進んでいない。KRGとしては、中央政府のペースにあわせては自分たちの開発計画が遅れるだけとの焦りもあると見られる。

地域法が連邦法に優越するとの憲法規定を始め、クルドの要求はイラクが一体性をもった国家として機能し得るのかとの疑問を抱かせるものであり、他民族はクルドが望んでいるのはもはや広範な自治ではなく独立そのものという警戒感がある。クルド自身にとっても、将来的な独立は選択肢の1つであることは間違いない。憲法起草交渉において、クルドは最終的には取り下げたが、8年間はイラク国家に留まるもののその後国家から離脱する権利を有するとの条項の提案さえ行った。現実的に近い将来にクルドが独立できる国際的環境は整っていないが、過去の中央政府による迫害や弾圧の記憶が残るクルドにとって、将来的な独立を視野にいれつつ、今の望ましい政治的環

境をできる限り利用して自治の基盤を固めるという選択肢は、当然のことと捉えられている。そうしたクルドのスタンスに対し、新たな国家建設の途上にあるイラクで、他民族との軋轢が生じるのは当然と言えよう。

6. イラクの石油産業に関する先行研究

(1)概説

イラクの石油産業についての先行研究は、19世紀から1970年代まで、すなわちオスマン帝国時代のTPC設立からイラクにおけるコンセッション獲得、1958年の共和制革命、1975年の石油産業国有化あたりの期間を取り上げたものが多く、とりわけ共和制革命から国有化に至るまでの経緯、その背景などについて分析した研究が比較的充実している。しかし、とりわけ1980年代以降は、旧バアス党政権の厳しい情報統制によって研究が困難になったため、ほとんどの論文や文献は生産量の推移や経済制裁の内容などを分析するに留まっている。この時期は戦争や制裁などにより石油産業は発展よりも衰退を余儀なくされた時期ではあったが、国営石油会社の解体（1987年）、石油産業への外資誘致の政策転換（1992年以降）など、大きな方向転換が図られた時期でもあり、今後研究の拡充が必要とされている。

(2)主要文献

① 落合淳隆[1973]「イラク石油産業の国有化」(『海外事情』10月号)。

_____ [1974]「イラク石油産業の国有化とその最終的解決」(『海外事情』2月号)。

前半部分に相当する「イラク石油産業の国有化」においては、IPCによるイラク権益獲得の経緯を概説し、1958年革命以降国有化が断行されるまでのイラクとIPCとの間の交渉を取り上げ、時系列で双方の提案の詳細を紹介している。後半部分の「イラク石油産業の国有化とその最終的解決」では、国有化を定めた法律第69条の詳細、IPC国有化の地域的影響、IPC側の先進

国政府の対応を取り上げ、さらに 1973 年のイラク・IPC 間の和解交渉において、10 年越しの対立がどのような形で決着されたのかを、詳細に紹介している。

- ② 小島直[1976]「イラクにおけるナショナリズムと石油産業の国有化」(『現代中東研究』 Vol.1, No.1)。

王制期、1958 年革命後、1968 年のバース党政権発足後のそれぞれの段階における、政権の性格、急進派ナショナリストの動向、イラクの石油探鉱開発能力などの側面を取り上げ、国有化に至るまでの経緯を、資源ナショナリズムを軸に分析した論文。筆者は国有化が可能になった背景として、バース党政権のイデオロギー、ソ・仏・東欧諸国などとの経済協力、石油需給関係の逼迫化、OPEC の統一的行動など挙げている。

- ③ Chalabi, Fadil [2002] “The Oil Capacity of Post-War Iraq: Present Situation and Future Prospects,” Kamil A. Mahdi, ed., *Iraq’s Economic Predicament*, Reading: Ithaca Press.

コンセッション時代及びその後の国有化の流れにおいて、イラク国内の現実を無視した資源ナショナリズムによって、イラクの石油産業の適切な発展が阻まれたことを指摘している。例えば、1965 年に IPC と INOC が JV を構成するという妥協案をイラク側が飲まなかったことにより IPC の活動はアブダビやリビアなど新地域に移行していくなど、イラク側の強硬姿勢が結果として石油産業の発展の障害になった。後半では経済制裁の行く末に関していくつかの政治的シナリオが展開されている。著者は元イラク石油相。

- ④ Alnasrawi, Abbas [2002] *Iraq’s Burdens: Oil, Sanctions, and Underdevelopment*, Westport: Greenwood Press.

イラクの経済開発の動向を中心に扱った文献だが、第 1 章にコンセッション期から OPEC 形成期における石油価格の決定要素とイラクの位置づけ、第

2 章にコンセッション期、国営石油産業の発展期、経済制裁期のそれぞれにおけるイラクの石油政策と生産量に推移について、第 7 章に経済制裁下で「石油と食糧の交換計画」実施にあたっての国連安保理との交渉の経緯と生産量について、まとめられている。石油の富は経済開発を可能にしたが、石油依存から脱却できなかつたために、石油生産が落ち込んだ戦争・経済制裁期にイラク経済は計り知れない打撃を受けたことが指摘されている。

- ⑤ Luciani, Giacomo [2005], “Oil and Political Economy in the International Relations of the Middle East,” *International Relations of the Middle East*, Louise Fawcett, ed., New York: Oxford University Press.

中東諸国の政治経済において石油が果たした役割を考察している。主に前半部分では、オスマン帝国崩壊後の中東諸国体制の形成、各国の国家形成、国際関係の構築等と石油の関係をとり上げ、しばしば石油の富は産油国にとって目的よりも手段として利用されてきたことを指摘している。後半はレント国家と民主主義について、特に経済改革と民間セクターの重要性の観点から取り上げている。現在のイラクには市民社会と民間セクターが欠けており、域内における民主化モデルになり得る可能性が低いと述べている。

- ⑥ Springborg, Robert [2007] *Oil and Democracy in Iraq*, London: Saqi Books.

イギリス国際開発省(Department for International Development)からの委託研究による、イラク石油産業の意思決定プロセス及びその政治経済との関係についての 2003 年の報告書がベースとなっている。国家が一括管理してきた石油の富が政治的パトロンに利用され権威主義体制に寄与してきた事実(「課税なくして代表なし」)を踏まえ、望ましい民主化の観点から、誰が石油産業を所有(ownership)、どのようにして収入を配分するのか(allocation)の 2 点を、公営(public)・民営(private)、集権(centralized)・

分権(decentralized)のマトリックスを用いてそれぞれ分析している。

- ⑦ Muttitt, Greg [2006] “Production Sharing Agreements – Mortgaging Iraq’s Oil Wealth,” *Arab Studies Quarterly*, Vol. 28, Number 3 & 4.

著者は多国籍企業を監視する NGO 組織 PLATFORM の共同代表者。生産分与契約は契約が長期間にわたり国家側が変更の権利を奪われること、複雑な契約内容や税体系を巡る交渉は経験豊かな企業側が圧倒的に有利なこと、初期投資は企業側が行ったとしても開発コストが低いイラクでは回収に時間はかからず長期的にはイラク側に損失が生じることなどを挙げて、イラクが十分な議論を尽くすことなく生産分与契約の締結を急げば、望ましくない結果をもたらす可能性があるとして結論づけている。こうした NGO の主張は、イラクにおける外資への警戒感の一翼を担っているものと考えられる。

7. イラクの石油産業に関する情報源

(1) イラク国内の情報源

- ① イラク石油省

<http://www.oil.gov.iq/>

輸出货量に関する月次・年次の統計が入手可（アラビア語のみ）。石油省傘下の国営石油会社 15 社のリンクあり。

- ② イラク中央銀行

<http://www.cbiraq.org/>

イラク戦争後、年次報告書が出版されるようになった。ホームページは英語版とアラビア語版に分かれているが、ダウンロードできる統計書は同じもの（二カ国語併記）。石油収入などの動向が入手可。

- ③ クルディスタン地域政府

<http://www.krg.org/>

クルディスタン地域政府の公式見解がプレスリリースの形で公表される

他、クルド石油法（アラビア語、英語）も公開されている。

(2)イラク国外の情報源

- ① 米国エネルギー省エネルギー情報局（DOE/EIA）*Country Analysis Brief*

<http://www.eia.doe.gov/emeu/cabs/Iraq/pdf.pdf>

イラクの石油産業の概観がまとまっている。半年～1年に1回程度更新。

- ② 国際エネルギー機関（IEA）*Oil Market Report*

<http://www.oilmarketreport.org/>

月刊誌。イラクの各月の生産量（グロスではなく油井再圧入後のネット）、輸出货量などについてデータとコメントがある。

- ③ イラク・パイプライン・ウォッチ（Iraq Pipeline Watch）

<http://www.iags.org/iraqpipelinewatch.htm>

世界安全保障分析研究所(Institute for the Analysis of Global Security)によるイラクの石油産業へのテロ攻撃の記録。

- ④ IMF, Article IV Consultation

<http://www.imf.org/external/country/IRQ/index.htm>

包括的な経済データの中に石油産業にかかわるものも含まれている。イラク政府とIMFは2005年12月にスタンド・バイ協定を締結している。

- ⑤ Arab Oil & Gas Directory

<http://www.arab-oil-gas.com/DIRECT/present.htm>

アラブ石油研究センター（Arab Petroleum Research Center）が毎年出版している要覧。アラブ諸国の石油産業の現状が上流部門から下流部門まで詳細に紹介されている。

おわりに

イラクの石油産業の問題は、とりわけ共和制革命以降は資源ナショナリズムや戦時下の軍事優先政策等、政治的判断が経済的視点に優先し、望ましい石油政策が採用されてこなかったことに求められる。独裁政権がその政権維持のために石油産業を利用し私物化してきた事への批判は強い。しかし一方で、戦後の民主化の試みにおいても、それぞれの影響力拡大を狙う各政治会派の足並みの乱れが顕著であり、国家の長期的利益に適う石油政策への合意に向けた冷静な議論が尽くされているとは言えない。目下石油産業の最大の障害となっている治安問題の解決のためにも、イラクの国内各派の妥協と協調が不可欠だが、そうした動きはこれまでのところ実現していない。政治面の課題が石油産業の足を引っ張っているという構図は今も変わっていないと言えよう。

石油産業を巡る政治的課題の1つがクルディスタン地域の問題であるが、石油政策を巡る方向性の衝突は、中央政府とクルドがそれぞれ求めているイラクの国家像の違いに根ざしていることが指摘できる。クルドは、イラクがEU型の緩やかな連邦国家群として機能し、地域の「事実上の独立国家」状態を制度化、あるいは既得権益化することを望んでいるが、そうした国家のあり方はイラク国内で同意を得られていない。また、民主化プロセスの一環としての地方分権という議論においても、中央と権力と地方の権力を切り分ける際に、石油の富が存在するが故に決着が容易ではないという側面がある。今後、イラクの石油産業の将来は、イラクの国家建設や民主化の行方とも密接に関連していくことになるだろうが、いずれも困難な課題であると言わざるを得ない。そして、治安面、政治面における現在の混乱が長引けば、イラクは国土の地下に膨大な石油資源を残したまま、「石油の時代」が終わってしまう可能性もないとは言えない。

参考文献

<日本語文献>

- 落合淳隆[1973] 「イラク石油産業の国有化」(『海外事情』10月号, 25-33ページ)。
- [1974] 「イラク石油産業の国有化とその最終的解決」(『海外事情』2月号, 73-80ページ)。
- 小島直[1976] 「イラクにおけるナショナリズムと石油産業の国有化」(『現代中東研究』Vol.1, No.1, 52-70ページ)。
- ダルモン, エティエンヌ & ジャン・カリエ[2006]『石油の世紀—ロックフェラーから湾岸戦争後の世界まで』三浦礼恒訳, 白水社。
- 日本エネルギー経済研究所中東研究センター[2006]『経済産業省資源エネルギー庁委託：油価高騰が中東産油国の国内経済に与える影響に関する調査』
- 吉岡明子[2007] 「分極化するイラク——戦後の民主化プロセスとエスニック・アイデンティティ」(『現代の中東』No.42, 1月号, 40-57ページ)。
- [2007] 「イラクの生命線——石油生産・輸出量の現状と新石油ガス法案の行方」(『外交フォーラム』No.229, 8月号, 24-28ページ)。

<外国語文献>

- Chalabi, Fadil [2002] “The Oil Capacity of Post-War Iraq: Present Situation and Future Prospects,” Kamil A. Mahdi, ed., *Iraq’s Economic Predicament*, Reading: Ithaca Press, pp.141-168.
- Luciani, Giacomo [2005], “Oil and Political Economy in the International Relations of the Middle East,” *International Relations of the Middle East*, Louise Fawcett, ed., New York: Oxford University Press, pp.79-104.
- Muttitt, Greg [2006] “Production Sharing Agreements – Mortgaging Iraq’s Oil Wealth,” *Arab Studies Quarterly*, Vol. 28, Number 3 & 4 (Summer and Fall), pp.1-17.
- Alnasrawi, Abbas [2002] *Iraq’s Burdens: Oil, Sanctions, and Underdevelopment*, Westport: Greenwood Press
- OPEC [1968] *Selected Documents of the International Petroleum*

Industry 1967.

—————[1974] *Selected Documents of the International Petroleum Industry: Iraq and Kuwait, pre-1966.*

Springborg, Robert [2007] *Oil and Democracy in Iraq*, London: Saqi Books.

Yildiz, Kerim [2004] *The Kurds in Iraq: The Past, Present and Future*, London: Pluto Press.

<ウェブページ>

Dow Jones Newswire (<http://www.dowjonesnews.com/>)

MEES (<http://www.mees.com/>)

Petroleum Argus Weekly (<http://www.argusmediagroup.com/>)

PIW (<http://www.energyintel.com>)

Platts Oilgram News (<http://www.platts.com/>)

